

公告第48号

県営土地改良事業（幾世橋地区）に係る協議の為の公告・縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧する。

令和7年8月27日

浪江町長 吉田 栄光



1. 縦覧事項

県営土地改良事業計画概要書 農山村地域復興基盤総合整備事業
「幾世橋地区」

2. 縦覧期間

令和7年8月28日から

令和7年9月17日まで

3. 縦覧場所

浪江町役場 （農林水産課）

4. 意見書の提出方法

①郵送 : 〒979-1521

福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目34番地

請戸川土地改良区

②ファックス : 0240-23-6793

③電子メール: uld@ukedogawa.jp